

県内金融機関による 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた連携について

長浜信用金庫は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて滋賀県内の金融機関と連携し、お客さまの電子決済取引への移行をご支援してまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 連携の目的

政府は2026年度末までに「約束手形の利用廃止」および「小切手の全面的な電子化」を実現する方針を示しています。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロ」を目標とする自主行動計画を策定しました。

滋賀県内の金融機関が連携することで、電子化の取り組みを加速させ、お客さまに以下のメリットをご提供します。

- ・業務効率化による生産性向上
- ・手形・小切手の現物紛失防止によるリスク低減
- ・印紙不要によるコスト削減
- ・紙削減による環境負荷低減

電子化は、持続可能な社会の実現にも貢献する施策であり、その普及・定着に向けた取り組みを推進してまいります。

2. 連携金融機関（金融機関コード順）

滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合

3. 連携内容

- ・電子化啓発チラシの活用、お客さまへの周知活動
- ・お客さまの電子決済取引（インターネットバンキングやでんさいサービス）への移行サポートなど

以 上

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット****1 コスト削減**

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負荷軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1**金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2**取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3**社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

